

令和8年度 県庁舎消火設備点検整備業務委託仕様書

(委託業務内容指示書)

1. 委託概要

県庁舎に設置されている下記の消火設備について、消防法第17条3の3の規定に従い、機器点検及び総合点検を行うものである。

2. 設備内容

① 屋内消火栓設備(東棟、本館、西庁舎、議会棟、エネセン棟)

機器、総合点検

1) 加圧送水装置	1 組	7) 表示盤	1 面
2) 制御盤	1 面	8) 呼水装置	1 組
3) 消火栓	85 組	9) 水源(貯水槽(80m ³)、給水装置、バルブ類)	1 組
4) 起動用スイッチ	85 組	10) 放水試験	1 箇所
5) 表示灯	85 個	11) ホース耐圧性能試験(40A/15m)	6 本
6) 音響装置	85 組		

② 連結送水管設備

機器、総合点検

1) 放水用器具格納箱	2 組	3) 送水口(東棟、本館、西棟)	3 組
2) 表示灯	2 個	4) 放水口	2 組

③ 泡消火設備(固定式・本館B1F駐車場)

(プレッシャープロポーション方式、薬剤名:スノーラップSD(2013年製))

機器、総合点検

1) 加圧送水装置	1 組	9) 泡消火薬剤混合装置	1 組
2) 起動装置	1 組	10) 表示盤	1 面
3) 泡ヘッド:211個、感知ヘッド:207個	418 個	11) 手動開放弁	34 個
4) 制御盤	1 面	12) 呼水装置	1 組
5) 流水検知装置	1 組	13) 水源(貯水槽、給水装置、バルブ類など)	1 組
6) 圧力スイッチ	1 個	14) 放水試験(1カ所)	1 式
7) 一斉開放弁(界面活性剤用)	34 個	15) 廃液処理	1 式
8) 消火薬剤貯蔵槽(操作部共)(泡400 ^g /ℓ)	1 基		

④ 泡消火栓設備(移動式・東棟屋上ヘリポート)

(プレッシャープロポーション方式、薬剤名:ヤマトニューマイティホーム(2025年製))

機器、総合点検

1) 加圧送水装置	1 組	7) 表示盤	1 面
2) 起動装置(スイッチ)	2 組	8) 呼水装置	1 組
3) 制御盤	1 面	9) 水源(貯水槽、給水装置、バルブ類など)	1 組
4) 消火薬剤貯蔵槽(操作部共)(泡200 ^g /ℓ)	1 基	10) 放水試験(1カ所)	1 式
5) 泡消火薬剤混合装置	1 組	11) 廃液処理	1 式
6) 泡放射用具格納箱(非内蔵)	2 組	12) ホース耐圧性能試験(50A/15m)	0 本

⑤ 泡消火設備(固定式・議会棟1F駐車場)

(プレッシャープロポーション方式、薬剤名:DKウォーター(2016年製))

機器、総合点検

1) 加圧送水装置	1 組	8) 消火薬剤貯蔵槽(操作部共)(泡300 ^g /ℓ)	1 基
2) 起動装置	1 組	9) 泡消火薬剤混合装置	1 組
3) 泡ヘッド:64個、感知ヘッド:32個	96 個	10) 表示盤	1 面
4) 制御盤	1 面	11) 手動開放弁	8 個
5) 流水検知装置	1 組	12) 水源(貯水槽、給水装置、バルブ類など)	1 組
6) 圧力スイッチ	1 個	13) 放水試験(1カ所)	1 式
7) 一斉開放弁(界面活性剤用)	8 個	14) 廃液処理	1 式

⑥ ハロゲン化物消火設備(東棟B1F,B2F)

機器、総合点検

1) 消火剤貯蔵容器(ハロン1301:52.1kg)	8	本	11) 表示盤	1	面
2) 消火剤貯蔵容器(ハロン1301:31.2kg)	1	本	12) 圧力スイッチ	7	個
3) 容器弁開放装置(電磁式)	7	個	13) 不還弁(逆止弁)	7	個
4) 容器弁開放装置(ガス圧式)	9	個	14) 開口部自動閉鎖装置(ピストンレリーザー)(タンパー閉鎖用)	26	個
5) 起動用ガス容器(二酸化炭素:1.0kg)	7	本	15) 放出表示灯	15	個
6) 起動用操作箱	7	個	16) 選択弁(ガス圧式)	7	個
7) 音響装置	7	組	17) ハロン噴射ヘッド	17	個
8) 連動盤(L7)(5回線以下)	1	面	18) 作動試験	1	式
9) 継電器盤(5回線以下)	1	面	19) 放出試験(通気試験)	1	基分
10) 音声盤	1	面			

⑦ ハロゲン化物消火設備(議会棟B1F)

機器、総合点検

1) 消火剤貯蔵容器(ハロン1301:62.0kg)	18	本	10) 表示盤	1	面
2) 容器弁開放装置(電磁式)	3	組	11) 圧力スイッチ	3	個
3) 容器弁開放装置(ガス圧式)	15	組	12) 不還弁(逆止弁)	3	個
4) 起動用ガス容器(二酸化炭素:1.0kg)	6	本	13) 開口部自動閉鎖装置(ピストンレリーザー)(タンパー閉鎖用)	6	個
5) 起動用操作箱	3	個	14) 放出表示灯	3	個
6) 音響装置(スピーカー、モーターサイレン)	3	組	15) 選択弁(ガス圧式)	3	組
7) 連動盤(5回線以下)	1	面	16) ハロン噴射ヘッド	25	個
8) 継電器盤(5回線以下)	1	面	17) 作動試験	1	式
9) 音声盤	1	面	18) 放出試験(放出試験(試験用ガス使用))	2	基分

⑧ ハロゲン化物消火設備(東棟9F防災無線機器室)

機器、総合点検

1) 消火剤貯蔵容器(HFC-23:68 $\frac{1}{2}$ ℓ)	2	本	9) 音声盤	1	面
2) 容器弁開放装置(電磁式)	1	組	10) 表示盤	1	面
3) 容器弁開放装置(ガス圧式)	2	組	11) 圧力スイッチ	1	個
4) 起動用ガス容器(二酸化炭素:1.0kg)	1	本	12) 不還弁(逆止弁)	1	組
5) 起動用操作箱	1	組	13) 放出表示灯	1	個
6) 音響装置(スピーカー等)	2	組	14) 噴射ヘッド	4	個
7) 連動盤(5回線以下)	1	面	15) 作動試験	1	式
8) 継電器盤(5回線以下)	1	面	16) 放出試験(通気試験)	1	基分

⑨ 不活性ガス消火設備(エネセン棟)

機器、総合点検

1) 消火剤貯蔵容器(N2ガス:20.3m ³ /83 $\frac{1}{2}$ ℓ)	33	基	11) 電源装置	1	組
2) 容器弁開放装置(電磁式)	4	個	12) 圧力スイッチ	4	個
3) 容器弁開放装置(ガス圧式)	34	個	13) 不還弁(逆止弁)	4	組
4) 起動用ガス容器(二酸化炭素:1.0kg)	4	本	14) 開口部自動閉鎖装置(ピストンレリーザー,モータータンパ,シャッター)	14	個
5) 起動用操作箱	4	個	15) 放出表示灯	6	個
6) 音響装置(スピーカー等)	1	組	16) 選択弁	4	個
7) 制御盤(5回線以下)	1	面	17) ヘッド	23	個
8) 継電器盤(5回線以下)	1	面	18) 作動試験	1	式
9) 音声盤	1	面	19) 放出試験(放出試験(試験用ガス使用))	1	基分
10) 表示盤	1	面			

⑩ 粉末消火設備(固定式・東棟1F,B1F駐車場)

機器、総合点検

1) 粉末タンク(操作部共)(消火剤:1600kg)	2	基	11) 音声盤	1	面
2) 加圧用窒素容器(窒素ガス:68 $\frac{1}{2}$ ℓ)	16	本	12) 表示盤	1	面
3) 起動用ガス容器(二酸化炭素:1.0kg(予備4本))	30	本	13) 電源装置	1	組
4) 容器弁開放器(電磁式)	26	個	14) 圧力スイッチ	3	個
5) 容器弁開放器(ガス圧式)	16	個	15) 不還弁	26	個
6) 起動操作鉤(B1階13×2箱,1階13×2箱)	52	個	16) 放出表示灯	2	個
7) 薬剤点検(第3種粉末×2基)	1	式	17) 選択弁(ガス圧式)	26	個
8) 音響装置	16	組	18) 噴射ヘッド	620	組
9) 連動盤(5回線以下)	1	面	19) 放出試験(放出試験(試験用ガス使用))	1	基分
10) 継電器盤(5回線以下)	1	面			

⑪ 粉末消火設備(移動式・東棟2F駐車場)

機器、総合点検

1) 粉末タンク(操作部共)(消火剤:33kg)	5	基	4) 薬剤点検(第3種粉末×6基)	1	式
2) 加圧用ガス容器(二酸化炭素:1.25 $\frac{kg}{個}$)	5	本	5) 放出表示箱	5	個
3) 起動用ガス容器(二酸化炭素:1.0 $\frac{kg}{個}$)	5	本			

⑫ 粉末消火設備(移動式・議会棟2F駐車場)

機器、総合点検

1) 粉末タンク(操作部共)(消火剤:33kg)	3	基	4) 薬剤点検(第3種粉末×3基)	1	式
2) 加圧用ガス容器(二酸化炭素:1.25 $\frac{kg}{個}$)	3	本	5) 放出表示灯箱	3	個
3) 起動用ガス容器(二酸化炭素:1.0 $\frac{kg}{個}$)	3	本			

⑬ 調整・清掃・連動確認等

1) 加圧送水装置等の調整・清掃	4	組	3) ファン・シャッター連動確認	1	式
2) 消火栓の調整・清掃(ボックス・カプラー・バルブ)	85	組	4) 防災表示盤(守衛室)作動表示確認	1	式

3. 点 検 時 期

機器点検:7月頃

総合点検:1月頃

4. 業務実施及び結果報告

- (1) 現場代理人又は現場責任者は点検時に立会すること。
- (2) 点検作業は、ガス系(ハロン、粉末)と水系(屋内消火、泡、連送)の2班に分かれて行うこと。
- (3) 水系の点検時には、地区音響を鳴動させないこと。
- (4) ガス系の点検時には防火シャッター作動、排気ファン停止、自動閉鎖装置(ピストンレリーザ)などの確認も行い、不良の場合は原因を調査し報告すること。
- (5) 総合操作盤及び守衛室内の表示盤にて、当該消火設備の動作における法令上必要な表示を確認すること。
- (6) 各消火設備の放出試験については、発注者と日程、養生、放出区画等を協議し、放出試験を行うこと。
- (7) 点検時には拭き掃除程度の簡易な器具の清掃を行うこと。
- (8) 点検時に発見された簡易な修繕で対応できる不具合については、この委託業務に含むものとする。
- (9) 点検対象機器等の数量について内訳書と相違がないか確認し、相違が有る場合はリストを作成し提出すること。
- (10) 点検結果報告書については、(一社)日本消防設備安全センターの様式を使用し、速やかに提出すること。
(A4:3部、写真:1部)
- (11) 業務を履行するにあたり、県庁舎の駐車場を利用する場合は駐車料金が必要。